

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民部自治協働課
委 託 業 務 名	伊香立市民センター新築工事監理業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立下在地町
概 要	伊香立市民センター新築工事に係る工事監理
契 約 期 間	令和 6 年 1 2 月 2 4 日から令和 8 年 3 月 3 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 3 日
契 約 金 額	1 8, 9 9 2, 6 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府大阪市中央区南船場二丁目 1 1－1 8－4 1 0 〔名 称〕 エキスポ・木村・カイト設計共同体 代表者 株式会社カイトアーキテクツ一級建築士事務所 代表取締役 京 智健
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務の対象は、伊香立産木材とびわ湖材を積極的に活用した大型木造建築物である。 鉄骨造や鉄筋コンクリート造に係る工事については、本市職員が知識及び経験を有していることから、その設計意図を把握し施工者に伝達する役を担っているが、大型木造建築物については本市職員にそのノウハウがないことから、工事監理者と設計者が異なる場合、設計者の意図を正しく伝えるために、別途、設計意図伝達業務を契約する必要がある。 当該事業者は本工事の設計者であり、伊香立市民センター新築木材調達監理支援業務の受託者でもあることから、木造建築に精通しているだけでなく、工事遅延の原因となる現場への木材供給も調整可能で、工事監理業務と設計意図伝達業務を担える唯一の業者である。 さらに、本業務において設計意図が伝達可能となることから、費用を大幅に削減できるため、当該業者を選定するもの。

様式第 2 号（第 2 条関係）

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- （注意）
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。